



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 1
- 沖縄コンベンションセンターの利用料金の承認（M I C E 推進課）…………… 1
- 万国津梁館の利用料金の承認（M I C E 推進課）…………… 8

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（総合情報政策課）……………11
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………11

人事委員会事項

- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………12

告 示

沖縄県告示第398号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和元年11月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る元利償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

沖縄県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市地内（大野地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年10月25日から令和2年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第400号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄コンベンションセンターの利用料金を承認した。

令和元年11月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄コンベンションセンター

2 指定管理者 那覇市宇小緑1831番地1 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日

4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

種別	区分	利用料金の額（円）							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	追加料金（30分間につき）	
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	9時～22時	22時～9時
展示場 （控室 等の附 帯施設 を含む。）	入場料を徴収しない場合	169,800	227,300	227,300	408,600	510,300	592,000	32,400	42,200
	5,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	203,300	272,500	272,500	505,000	611,800	820,300	40,700	50,900
	5,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	339,500	454,700	454,700	817,300	1,020,500	1,179,600	54,000	58,500
会議場 A1 （準備 室等の 附帯施 設を含 む。）	入場料を徴収しない場合	116,300	138,300	138,300	204,300	214,800	272,500	14,900	19,400
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	141,500	165,600	165,600	245,200	257,800	334,300	18,300	23,800
会議場 A2	入場料を徴収しない場合	32,500	39,800	39,800	57,600	60,800	76,500	4,200	5,400
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	42,000	48,300	48,300	69,200	73,300	100,600	5,500	7,100
会議場 A3	入場料を徴収しない場合	13,600	17,800	17,800	25,200	26,300	33,600	1,800	2,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	17,800	21,000	21,000	30,500	31,500	43,000	2,300	3,000
会議場 B1	入場料を徴収しない場合	60,800	75,500	75,500	106,900	111,100	143,600	7,800	10,200
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	79,500	90,100	90,100	127,800	133,100	186,500	10,200	13,200
会議場 B2 （前室 等の附 帯施設 を含む。）	入場料を徴収しない場合	32,500	37,800	37,800	54,500	56,600	76,500	4,200	5,400
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	38,800	45,100	45,100	65,000	68,100	91,200	4,900	6,400

む。)	行為を行う場合									
会議場 B3、場 会議場 B4、場 会議場 B5、場 B6及び 会議場 B7	入場料を徴 収しない場 合	1室 につ きに	20,000	24,100	24,100	34,600	36,700	48,300	2,500	3,300
	入場料を徴 収する場合 及び商品の 販売、宣伝 等の営業を 行う場合	1室 につ きに	24,100	29,300	29,300	42,000	44,000	57,600	3,100	4,000
会議場 C1	入場料を徴 収しない場 合		24,100	28,300	28,300	43,000	45,100	58,700	3,100	4,000
	入場料を徴 収する場合 及び商品の 販売、宣伝 等の営業 行為を行う 場合		29,300	33,600	33,600	51,300	54,500	72,300	3,900	5,100
会議場 C2	入場料を徴 収しない場 合		13,600	17,800	17,800	26,300	27,300	34,600	1,800	2,300
	入場料を徴 収する場合 及び商品の 販売、宣伝 等の営業 行為を行う 場合		18,900	21,000	21,000	31,500	33,600	48,300	2,500	3,300
劇場 ホール (全楽 屋、一 ホール 控室、 等帯を 含む。)	入場料を徴 収しない場 合	平日	61,800	82,800	82,800	156,100	185,500	253,600	12,200	15,300
		土曜、 曜日 及び 休日	74,500	99,600	99,600	178,100	222,100	290,300	13,800	18,000
	3,000円未 満の入場料 を徴収する 場合及び商 品の販売、 宣伝等の営 業行為を行 う場合	平日	74,500	99,600	99,600	199,100	222,100	310,100	14,800	19,000
		土曜、 曜日 及び 休日	89,100	119,500	119,500	213,800	266,100	347,800	15,800	20,100
	3,000円以 上の入場料 を徴収する 場合及び商 品の販売、 宣伝等の営 業行為等 を行う場合	平日	93,300	124,700	124,700	223,200	278,700	363,600	16,800	21,100
		土曜、 曜日 及び 休日	112,100	149,800	149,800	268,300	334,300	435,800	17,800	22,100
リハーサル室(大楽屋2を 含む。)			10,100	13,500	13,500	27,100	30,500	44,100	1,200	1,600
パーゴラ、ロビー、エント ランスホールその他上記以 外の施設			1平方メートル1日につき 390							

備考

1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する休日を除く。)をいう。

- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
 - 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
 - 4 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 展示場については、当該区分に定める利用料金の額に100分の70を乗じた額
 - (2) 劇場ホール又は会議場については、当該区分に定める利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
 - 5 4において算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- (2) 施設利用超過料金

種別	区分	超過料金の額（円） （30分間につき）	
		9時～22時	22時～9時
展示場（控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	34,100	42,600
	5,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	54,000	67,200
	5,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	68,200	85,300
会議場 A 1（準備室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	20,700	25,900
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	24,800	31,000
会議場 A 2	入場料を徴収しない場合	6,000	7,500
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	7,200	9,000
会議場 A 3	入場料を徴収しない場合	2,700	3,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	3,100	3,900
会議場 B 1	入場料を徴収しない場合	11,300	14,100
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	13,500	16,900
会議場 B 2（前室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	5,700	7,100
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	6,800	8,500
会議場 B 3、会議場 B 4、会議場 B 5、会議場 B 6 及び会議場 B 7	入場料を徴収しない場合	1室につき 3,600	4,500
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1室につき 4,400	5,500
会議場 C 1	入場料を徴収しない場合	4,200	5,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	5,000	6,300
会議場 C 2	入場料を徴収しない場合	2,700	3,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	3,100	3,900

劇場ホール（全楽屋、リハーサル室、控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	平日	16,600	20,400
		土曜日、日曜日及び休日	18,300	23,400
	3,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	平日	21,400	25,500
		土曜日、日曜日及び休日	23,400	27,500
	3,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	平日	24,400	29,500
		土曜日、日曜日及び休日	26,500	32,600
リハーサル室（大楽屋2を含む。）			2,000	2,500

(3) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額（円）
基本設備セット	展示場音響照明基本セット	1 式	35,000
	会議場A 1 音響基本セット	1 式	30,000
	会議場B 1、B 2 音響セット	1 式	30,000
	移動用音響基本セット	1 式	22,000
	レクチャーアンプセット	1 式	12,000
	会議場A 1 照明基本セット	1 式	20,000
音響設備	コンデンサー型マイク	1 本	1,200
	バウンダリーマイク	1 本	1,200
	ステレオコンデンサーマイク	1 本	2,600
	録音用コンデンサーマイク	1 本	2,600
	ダイナミック型マイク	1 本	800
	ワイヤレスマイク	1 本	800
	エレベーターマイク装置	1 台	1,000
	マイク 3点吊り装置	1 台	2,000
	CDプレーヤー	1 台	2,000
	MDデッキ	1 台	2,000
	エフェクター類	1 台	1,200
	仮設音響調整卓	1 台	7,400
	スピーカー（モニター用）	1 台	2,000
	照明設備	スポットライト（1kW未満）	1 台
スポットライト（1kW以上）		1 台	650
ストリップライト（100W×12灯）		1 台	800
ストリップライト（100W×6灯）		1 台	380

	ローアホリゾントライト (500W)	1 式	2,000
	アッパーホリゾントライト	1 式	2,500
	中アッパーホリゾントライト	1 式	2,500
	クセノンピンスポットライト (2.0kW)	1 台	11,000
	ランプピンスポットライト (650W)	1 台	1,200
	第1 サスペンションスポットライト	1 式	1,200
	第2 サスペンションスポットライト	1 式	1,200
	第3 サスペンションスポットライト	1 式	1,200
	第4 サスペンションスポットライト	1 式	1,200
	第1 フロントサイドスポットライト	1 式	1,200
	第2 フロントサイドスポットライト	1 式	1,200
	第1 シーリングスポットライト	1 式	2,000
	第2 シーリングスポットライト	1 式	2,000
	調光ユニット、分岐分電盤	1 台	8,000
	効果器関連 (エフェクト、ストロボ、ミラーボール、IT O効果器等)。先玉を含む。	各1 式	2,000
	クランク式ハイスタンド	1 台	800
映写設備	液晶ビデオプロジェクター (8,000ルーメン以上)	1 式	60,000
	液晶ビデオプロジェクター (5,000ルーメン以上8,000ルー メン未満)	1 式	30,000
	液晶ビデオプロジェクター (5,000ルーメン未満)	1 式	17,000
	モニターテレビ (液晶テレビ52型)	1 式	2,000
	DVDデッキ (ブルーレイデッキ)	1 台	1,200
	常設スクリーン (A1、B1、B2、劇場ホール)	1 基	4,600
	移動スクリーン	1 式	1,200
	移動組立式スクリーン	1 式	4,000
	映写スタンド、AVスタンド	1 台	500
同時通訳設備	同時通訳セット (A1 常設)	1 式	58,000
	同時通訳追加セット (A1 常設)	1 式	7,000
	同時通訳セット (ポータブル)	1 式	58,000
	同時通訳追加セット (ポータブル)	1 式	7,400
	誘導無線受信機 (イヤホン込) (10台1セット)	1 式	7,400
イス・テー ブル設備 (会議 場のイス・	イスセット (イス50脚)	1 式	4,000
	イス・テーブルセット (テーブル25台・イス75脚)	1 式	9,400

テーブル設備 を除く。)	スタッキングチェア	1脚	600
	テーブル	1脚	600
舞台器具	仮設 Horizont 幕 (24m×11m)	1台	7,400
	アルミトラス (L-2800)	1本	2,000
	アルミトラス (L-2000)	1本	2,000
	コーナートラス	1本	1,200
	イントレ (3段)	1基	1,000
	高所作業用自走タワー (伸縮15m、20m) (高所作業車 (21m))	1台	5,800
	オーケストラピット	1台	6,500
	小迫り	1台	2,000
	音響反射板	1台	4,500
	紗幕	1台	2,000
	松羽目	1台	2,000
	大黒幕	1台	2,000
	所作台	1台	500
	地絨	1台	2,000
	指揮者台 (指揮者台用譜面台含む。)	1台	350
	譜面台	1台	120
	コントラバス奏者用椅子	1脚	120
	ドライアイスマシーン	1台	4,500
	スモークマシーン	1台	4,500
	一般備品	ホワイトボード・黒板	1式
パーティション (三つ折り型)		1台	250
パーティション (自立型)		1式	2,000
演台		1台	2,000
花台		1台	500
司会者台		1台	1,200
ポータブルステージ		1台	800
仮設ステージ (ユニット式3.3平方メートル)		1台	3,200
平台		1台	250
金屏風		1双	3,200
レーザーポインター		1本	650

	講演台セット	1式	2,500
楽器	グランドピアノ（スタインウェイ）（専用イス付き）	1台	11,500
	グランドピアノ（ヤマハ）（専用イス付き）	1台	6,000

備考

- 1 附属設備利用料金の額は、1日における利用の額とする。
- 2 ピアノの利用料金の額には、調律料は含まない。

(4) 電気又は水道利用料金

ア 空調利用料金

種別	単位	利用料金の額（円）
展示場	1時間までごとに	17,820
劇場ホール	1時間までごとに	13,650

イ 持込み器具電力利用料金

区分	単位	利用料金の額（円）
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,120

ウ 水道利用料金

区分	利用料金の額（円）
1立方メートルまでごとに	630

沖縄県告示第401号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第15条第3項の規定により、次のとおり万国津梁館の利用料金を承認した。

令和元年11月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 万国津梁館
- 2 指定管理者 名護市字喜瀬1808番地 ザ・テラスホテルズ株式会社
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

種別	区分	利用料金の額（円）				
		1時間料金	6時間料金 （半日）	12時間料金 （全日）	1時間につき	
					追加料金 （9時～21時）	追加料金 （21時～9時）
サミットホール	入場料を徴収しない場合	49,500	239,800	423,500	56,100	60,500
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	74,800	361,900	640,200	84,700	91,300
オーシャンホール （控室を	入場料を徴収しない場合	44,000	212,300	376,200	49,500	53,900
	入場料を徴収する場合及	66,000	319,000	564,300	74,800	80,300

含む。) び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合						
サンセットラウンジ	入場料を徴収しない場合	19,800	95,700	168,300	22,000	24,200
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	29,700	143,000	253,000	33,000	36,300
ビジネスルーム		2,200	11,000	19,800	2,420	2,640
貴賓室		2,200	11,000	19,800	2,420	2,640
オーシャンホール控室（1室）		1,100	5,500	9,900	—	—
オーシャンホール控室（全室）		1,650	8,250	14,300	—	—
車寄せ、ロビー、エントランスホールその他上記以外の施設	1平方メートル1日につき 330					

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の50を乗じて得た額とする。

(2) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額（円）
会議基本設備セット	サミットホール音響・照明等セット	1式	50,600
	オーシャンホール音響・照明等セット	1式	42,900
	オーシャンホール分割音響追加セット2分割	1式	7,700
	オーシャンホール分割音響追加セット3分割	1式	9,900
	サンセットラウンジ音響・照明等セット	1式	16,500
音響設備	ワイヤレスマイク	1本	1,265
	ワイヤレスピンマイク	1本	1,265
	ダイナミックマイクロホン	1本	660
	バウンダリーマイクロフォン	1本	1,265
	コンデンサーマイクロフォン	1本	660
	デジタルオーディオテープデッキ	1台	1,265
	CD、MD、カセットデッキ	各1台	1,265
映写設備	映像デッキセット	1式	1,925
	DVD、ビデオデッキ	各1台	1,320
	液晶プロジェクターセット（常設及び高性能移動用）（WUXGA1920×1200ピクセル）	1式	35,200
	液晶プロジェクターセット（常設及び高性能移動用）（XGA1024×768ピクセル）	1式	31,900
	液晶プロジェクター（5,000ルーメン以上）	1台	27,500

	移動用スクリーン	1台	1,100
	常設スクリーン（サミットホール、オーシャンホール）	1台	1,650
	プロジェクタースタンド	1台	1,045
	スキャンコンバーター	1台	5,280
	スイッチャー	1台	1,595
同時通訳 設備	同時通訳基本セット	1式	28,600
	会議セット	1式	6,325
	通訳機器セット（1ヶ国ごとに追加）	1式	6,325
	同時通訳会議追加セット	1式	2,090
	会議参加者用ユニット（10台1セット）	1式	1,045
	イヤホン付受信機（10台1セット）	1式	3,190
イス・ テーブル	イス・テーブルセット（テーブル25台・イス75脚）	1式	7,370
	イス	1脚	550
	テーブル	1台	550
	飾りテーブル 六角形（大）	1脚	2,090
	飾りテーブル 六角形（小）	1脚	1,045
	バーカウンター	1脚	5,280
	受付カウンター	1脚	2,640
	サミット用イス	1脚	6,820
	サミット用テーブル	1台	52,800
その他	演台	1台	660
	花台	1台	660
	司会者台	1台	550
	ポータブルステージ	1台	1,045
	金屏風（一面W685 H2090×6折）	1双	3,190
	パーティション（1枚）	1式	1,045
	パーティション（10枚）	1式	5,280
	パーティションポール	1台	1,045
	サインスタンド	1台	660
	レーザーポインター	1台	550
	姿見	1台	1,045
	案内板	1台	550
	パーティションポール	1台	550

ホワイトボード（黒板を含む）	1台	550	
パラソル	1台	550	
屋台	1台	5,280	
披露宴用スカート	1台	1,045	
ポールスタンド（国旗用）	1台	550	
卓上国旗	1台	550	
パーティー基本設備セット	1式	11,000	
パントリー設備	パーティー	1式	11,000
	コーヒープレイク等	1式	3,300

備考

- 1 附属設備利用料金の額は、1日における利用の額とする。
- 2 イス・テーブルセット、イス又はテーブルの利用料金の額は、サミットホール、オーシャンホール、サンセットラウンジ又は貴賓室で利用する場合の額とする。
- 3 サミット用テーブルの利用料金の額には、組立て料は含まない。

(3) 電気利用料金

持込み器具電力利用料金

区分	単位	利用料金の額（円）
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,100

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年11月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 CORAL 21 ネットワークシステム機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和元年9月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社沖縄支店 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 落札金額 117,936,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年8月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月5日 沖縄県指令土第1266号、平成27年3月3日 沖縄県指令土第335号（変更）、平成28年3月28日 沖縄県指令土第277号（変更）、平成28年6月1日 沖縄県指令土第484号（変更）、平成29年5月31日 沖縄県指令土第443号（変更）、平成29年11月27日 沖縄県指令土第776号（変更）、令和元年6月12日 沖縄県指令土第444号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市大謝名五丁目116番、118番、558番、610番、632番及び632番

- 2 (4工区及び5工区)
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市長 松川正則、那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 玉城康裕
- 5 検査済証番号 令和元年10月3日 第4592号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月26日

人事委員会事項

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第21号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号中「警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）の規定による」を削り、「皇后」の次に「、上皇、上皇后」を加え、「若しくは皇太子妃」を「、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃」に改め、同項第2号中「警衛要則の規定による皇族（」及び「をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---